

現場代理人の兼務に関する取扱い

令和6年9月30日

住田町企画財政課

次の要件を満たす場合、工事請負契約書別記第10条第3項の規定を適用し、工事の現場代理人の兼務を認めるものとする。

1 対象工事

(1) 以下の基準を全て満たす2件の工事を対象とする。ただし、諸経費を一体のものとした合併入札又は随意契約による複数契約の工事は、これらを1件の工事として扱うものとする。

ア 設計額（税込）が4,000万円（建築一式の場合8,000万円）未満であること。

イ 工事場所が住田町、大船渡市及び陸前高田市の区域内又は相互の間隔が10kmの範囲内にあること。

ウ 特記仕様書等により発注者が現場代理人の兼務を認めていること（国、県等の他発注機関が兼務を認めている工事との兼務も可能）。

(2) (1)のほか、建設業法施行令第27条第2項により密接な関係のある工事について同一の主任技術者が管理できると認められた2件の工事を対象とする。

2 兼務の条件

(1) 受注者は現場代理人を兼務させる各々の工事の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に常駐させ発注者との連絡に支障を生じさせないこと。

(2) 現場代理人は一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと。

3 手続

(1) 受注者は現場代理人を兼務させようとする場合は、「現場代理人の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付し発注者に提出すること。

(2) 受注者は施工計画書の作成に当たっては、「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

4 施行時期

令和6年10月1日以降に請負契約を締結する工事に適用する。

ただし、契約済の工事であっても、1の基準を満たし発注者が兼務を認めた工事（工事打合簿等の書面により明確となっている工事）については適用できるものとする。

年 月 日

現場代理人の兼務届

発注者

(発注公所長) 様

受注者 住所

氏名

下記のとおり 2 件の工事について現場代理人を兼務させたいので、届出します。

記

1 現在従事している工事

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
現場代理人	氏名	連絡先
連絡員	氏名	連絡先

2 今後従事させたい工事

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
連絡員	氏名	連絡先

注1：上記1と2それぞれの発注者あて提出すること。

注2：兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付すること。

注3：各工事の連絡員は複数名でも構わないこと。